

**大阪・関西万博における大阪ウィーク出展にかかるARフォトフレーム等制作・企画
業務委託募集要項（公募型プロポーザル）**

1 案件名称

大阪・関西万博における大阪ウィーク出展にかかるARフォトフレーム等制作・企画業務委託

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的

大阪市では、大阪府、堺市とともに「副首都ビジョン」をとりまとめ、平時の日本の成長、非常時の首都機能のバックアップを担う、「副首都・大阪」の実現をめざしている。「副首都・大阪」の実現に向けては、大阪府市のみならず、府市一体を核に、市町村や経済界、住民と一緒に、次世代を担う若者や女性のチャレンジを後押しし、暮らしやすさ、働きやすさ、楽しさを感じることができ、国内外から選ばれるワクワクする都市を実現していく必要がある。

そこで、大阪の魅力を全世界に発信できる絶好の機会である大阪・関西万博へのブース出展により市民・府民はもちろんのこと、日本全国及び海外に対し、効果的な情報発信を行うことで「副首都ビジョン」の理解促進を図り、広く「副首都ビジョン」の取組を知ってもらい共感を得ることにより、「副首都・大阪」の実現に向けた機運を醸成することを目的とする。

(2) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(3) 事業規模（契約上限額）

金 4,039,000 円（消費税含む）

(4) 契約期間

契約締結日～令和7年10月31日（金）

(5) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額以外の費用を負担しない。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停

止措置を講じることがある。また、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、発注者の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約書案

別紙「業務委託契約書（成果物型）」参照

(4) 契約保証金

契約保証金 免除

保証人 不要

(5) 再委託について

ア 契約書第16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等をいい、受注者はこれを再委託することはできない。

イ 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

ウ 受注者は、上記(ア)及び(イ)に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

エ 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、上記(ウ)に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

オ 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第 16 条第 2 項及び第 16 条の 2 第 2 項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

(6) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に

基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 公募型プロポーザル参加資格

公募型プロポーザル参加申出時において、次の条件を満たす者は、本案件についての公募型プロポーザルに参加することができる。（ただし、（２）、（３）についてはいずれか一方に該当する者とする。）

- （１）地方自治法施行令第167条の４の規定に該当しない者であること。
 - （２）令和７・８・９年度本市入札参加有資格者名簿（委託）に登録されていること。
 - （３）令和７・８・９年度本市入札参加有資格者名簿（委託）に登録されていない者については、以下の条件を満たすこと。
- ① 令和７年１月１日現在、引き続いて１年以上営業を行っていること。
 - ② 大阪市税（注１）及び大阪府税に係る徴収金を完納していること。ただし、大阪府内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近１事業年度の 都道府県税（注２）に係る徴収金を完納していること
- 注１）大阪市税に係る徴収金とは、次のとおりです
- 法人市民税、市・府民税（普通徴収）、市・府民税（特別徴収）、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）、特別土地保有税、軽自動車税、事業所税、市たばこ税、入湯税、上記市税に係る延滞金、重加算不申告過少及び滞納処分費
- 注２）全税目の証明様式がない場合「法人事業・（都道府県）民」で可
- ③消費税及び地方消費税を完納していること
 - ④法人にあつては申請種目を法人の 目的としていることが、登記事項証明書（登記簿謄本）により確認できること
 - ⑤法令等の規定により、営業について免許、許可又は登録を要する場合は、 資格審査申請時 において当該免許、許可又は登録を受けていること
- （４）大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
 - （５）大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。
 - （６）経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと（会社更生法に基づく更正手続開始の決定、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けたものを除く。）
 - （７）宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。また、特定の公職者（候補者を含む。）または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
 - （８）公共の福祉に反する活動をしていないこと。
 - （９）上記（１）から（８）の条件を満たす団体同士（ただし（２）（３）についてはいずれか一方を満たすこと）の共同体での申請は、以下の要件をすべて満たしてい

るときに限り可能とする。

ア 全体の意思決定、管理運営等にすべての責任を持つ共同体の代表者を決め、その者が提案書の提出を行うこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる団体とすること。

イ 参加申出書類提出後、代表者及び共同体を構成する団体（構成員）の変更は認めない。

ウ 代表者とならない団体にあつては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。

エ 参加申出書類提出時に共同体の協定書（様式自由）の写しを併せて提出すること。なお、協定書には、それぞれの団体の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること。

オ 単独で応募した団体は、共同体の構成員となることはできない。

カ 各構成員は、複数の共同体の構成員となることはできない。

5 スケジュール

・公募開始	令和7年4月21日（月）
・質問受付締切	令和7年5月8日（木）
・質問回答	令和7年5月14日（水）
・参加申出関係書類の提出期限	令和7年5月21日（水）
・参加資格決定通知の送付	令和7年5月23日（金）
・企画提案書の提出期限	令和7年5月29日（木）
・プレゼンテーション審査	令和7年6月6日（金）（予定）
・選定結果通知	令和7年6月下旬（予定）

6 応募手続き等に関する事項

（1）質問の受付

ア 受付

令和7年5月8日（木）までの土日祝を除く、午前9時～午後5時30分の間とする。締切り以降の質問については受付けない。

イ 提出方法

質問票【様式1】により、「8(2)提出先」へ提出すること。（電子メールでも可。その場合、必ずメールの件名を「大阪・関西万博における大阪ウィーク出展にかかるARフォトフレーム等制作・企画業務委託にかかる質問」とし、受信確認の電話を入れること。）

ウ 回答

令和7年5月14日（水）までに大阪市ホームページにて回答する。なお、提供した関連文書に関する質問に対する回答は、関連文書提供依頼書兼誓約書を提出した

事業者に関り、とりまとめた回答を送付し、大阪市ホームページには公表しない。

(2) 関連文書の提供について

仕様書記載のブース詳細及び各種ガイドライン等については、関係者限りの配付であるため、希望する場合はメールにて下記担当宛て関連文書提供依頼書兼誓約書を提出すること。

ア 受付期間 令和7年4月21日(月)から令和7年5月8日(木)午後5時30分まで

イ 申込方法 受付期間に問合せ先のアドレス宛に、電子メールで関連文書提供依頼書兼誓約書を提出すること。電子メール以外の申し込みは受け付けない。

※件名には、「大阪・関西万博における大阪ウィーク出展にかかるAR フォトフレーム等制作・企画業務委託 関連文書提供依頼書兼誓約書(事業者名)」と明記すること。

※電子メール本文に、「事業者名」、「提出の職・氏名」、「連絡先(電話番号・メールアドレス)」を記入すること。

※提出後、資料送信する。

※質問がある場合は、上記「(1) 質問の受付」に記載の方法により提出すること。

(3) 参加申出手続き

公募型プロポーザルに参加を希望する者(以下「申出者」という。)は、令和7年5月21日(水)までの土日祝を除く、午前9時～午後5時30分の間に次の書類を「8(2)提出先」に提出(郵送の場合は同日午後5時30分 副首都推進局副首都企画担当必着)し、公募型プロポーザル参加資格審査を受けなければならない。

ア 公募型プロポーザル参加申出書【様式2】

イ 大阪市使用印鑑届【様式3】

ウ 印鑑証明書(法人のみ)

法務局発行の代表者の印鑑証明書。申請日において発行日から3か月以内のものに限る。原本。

エ 印鑑登録証明書(個人のみ)

市区町村発行の本人の印鑑登録証明書。申請日において発行日から3か月以内のものに限る。原本。

オ 登記事項証明書(法人のみ)

「履歴事項」または「現在事項」のいずれか。申請日において発行日から3か月以内のものに限る。写し可。

カ 身分証明書(個人のみ)

本籍地の市町村が発行する、禁治産者又は準禁治産者、破産者でないことがわかるもの。申請日において発行日から3か月以内のものに限る。写し可。

キ 登記されていないことの証明書(個人のみ)

法務局が発行する、成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がないことの証明書。申請日において発行日から3か月以内のものに限る。写し可。

ク 府税(全税目)の納税証明書

大阪府の府税事務所で発行する、「府税及びその附帯徴収金に未納の額のない」ことの証明書。府内に事業所のある者のみ。（申請日において発行日から3か月以内のものに限る。写し可）ただし、大阪府内に事業所を有しない者にあつては、本店所在地管轄の都道府県税事務所が発行する 最近1事業年度の都道府県税に係る 納税証明書。（全税目の証明様式がない場合「法人事業税・法人（都道府県）民税」の証明で可）

ケ 消費税及び地方消費税の納税証明書

税務署で発行する、「消費税及び地方消費税」の納税証明書。「その3」（その3の2（個人）、その3の3（法人）でも可）（申請日において発行日から3か月以内のものに限る。写し可）

コ 財務諸表（貸借対照表（個人の場合は確定申告書の写し可）及び損益計算書（法人のみ））

最近1か年のもの（半年決算の場合は2期分）・個人の貸借対照表は、確定申告書の写しに代えることができます。

サ 申請内容確認書【様式4】

シ 団体目的等についての誓約書【様式5】

ス 委任状（共同体で申請する場合のみ）【様式6】

セ 協定書（共同体で申請する場合のみ。様式自由）

※共同体での参加の場合、イ～スは各構成員分提出すること。

※なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されている申出者については、上記イ～コを省略できるものとする。

※また、上記ク及びケについて、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置により納税の猶予がある場合は、その旨確認できる書類を提出すること。

（4）参加資格決定の通知

参加資格があると認められた申出者（以下「参加者」という。）に対しては、令和7年5月23日（金）付で電子メール（※電子メールができない場合は郵送）にて参加資格決定通知書を交付する。参加資格が認められなかった申出者に対しては、その理由を付した通知書を交付する。

（5）企画提案書等の提出

ア 提出書類

提案できる案は1案とし、仕様書の内容を踏まえ、以下の項目が記載された提案書を提出すること。様式は任意とし、A4版両面で10枚（20頁）以内（ただし、表紙、目次は含まない）とすること、

①企画方針

- ・仕様書を踏まえ、全体の企画方針を示すこと。
- ・公式 SNS のフォロワー数の増加や特設ウェブサイトへの誘導するための工夫を

示すこと。

- ・ブース来訪者や当日スタッフ（職員）の動線を考慮したブース配置図案を示すこと。

②全体スケジュール等の実施計画

- ・AR フォトフレームやカプセルトイ等の制作物、レンタル物品がある場合は借入調整等の実施計画を示すこと。

③AR フォトフレーム、カプセルトイ等制作物について

- ・仕様書を踏まえ、作成等にあたり工夫する点を示すこと。
- ・制作物のデザイン案（過去の類似制作物でも可）を示すこと。
- ・AR においては、使用可能な端末・OS バージョンを示した上、個人情報の取得・蓄積の有無や、利用者数など効果測定方法についても示すこと。

④実施体制

- ・本業務にかかる組織体制について記載すること。
- ・本業務と類似した実績があれば示すこと。

⑤経費内訳（事業経費と積算根拠）

- ・経費積算の内訳
- ・内訳の主な項目は、人件費、交通費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、謝礼金、会議費、保険料等とし、その他必要な経費については項目を追加すること。ただし飲食費は委託料に含まない。

イ 提出部数

正本 1 部（記名・代表者印を押印）及び副本 6 部並びに副本の PDF データ

※副本については、申請団体の商号又は名称（略称含む）、同団体の所在地、電話番号及び F A X 番号、代表者氏名（副代表や理事長、副理事長など当該団体の代表者たる立場を有する者の氏名を含む）をマスキングすること。

ウ 受付期間

令和 7 年 5 月 23 日（金）から令和 7 年 5 月 29 日（木）までの土日祝を除く、午前 9 時から午後 5 時 30 分の間とする。

※郵送の場合は、同日午後 5 時 30 分 大阪市役所副首都推進局副首都企画担当 必着

エ 提出場所

紙資料は、「8（2）提出先」まで持参又は郵送すること。

副本データは、「8（2）提出先」の E-MAIL アドレスに送付し、担当者宛て到達確認の電話をすること。容量過多により送受信不可の場合は、発注者から指示する方法により提出すること。

7 選定に関する事項

（1）選定審査基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

(配点設定)※選定委員会各委員の評価点は130点満点とし、配点は以下のとおり。

項目	審査内容	配点	
企画方針及び効果	仕様書の内容を的確に踏まえ、明確かつ具体的な提案がされているか。	80 点	5 点
	当ブースに来訪したくなる工夫がされているか。		20 点
	来訪者の公式 SNS フォローにつながる工夫がされているか。		20 点
	来訪者の特設ウェブサイトへの誘導につながる工夫がされているか。		20 点
	来訪者の体験や当日スタッフ（職員）の動線等を確保した配置か。		10 点
	事業を効率的かつ効果的に実施できるスケジュールとなっているか		5 点
制作等にかかる企画力	AR 撮影体験について、本事業の趣旨及び目的が十分理解された内容であり、専門性及び独創性を発揮した体験したくなるような工夫がされているか。本契約終了後も活用しやすい仕様か。 ※使用期間以降の運用費用は本件委託費には含まない	30 点	15 点
	カプセルトイ体験について、本事業の趣旨及び目的が十分理解された内容であり、専門性及び独創性を発揮した体験したくなるような工夫がされているか。		15 点
実施体制	提案内容について、適切な業務を期限内に提供できる人材を確保した体制となっており、役割分担、責任の所在が具体的に示されているか。	10 点	10 点
積算の妥当性	提案内容に対して提案金額の積算が妥当であるか。	10 点	10 点
計			130 点

(2) 選定方法

ア 本企画提案の審査については、参加者の名称等が特定できない企画提案書を用いて、外部の学識経験者等有識者により構成される選定委員会を開催し、プレゼンテーションと質疑応答を実施のうえ、その意見を受けて選定する。

イ プレゼンテーション

プレゼンテーションは令和7年6月6日（金）に開催する予定であるが、確定日

時及び会場（Teams によるオンライン開催の可能性あり）については、後日通知する。プレゼンテーションに出席できない場合は、選定対象から外れる。（時間の指定はできない。）なお、企画提案者が6者以上となった場合は、企画提案書による事前審査を行う場合がある。事前審査を行った場合は、可否を速やかに通知し、合格者については、併せてプレゼンテーション審査の実施日時・場所等を通知する。

上記6（5）の提出書類を使用し、企画提案について口頭にて説明を行うこと。なお、資料の追加・変更は認めない。

プレゼンテーション時間は、15～20分程度を想定しており、提案後、質疑時間を設ける。なお、プレゼンテーション時間は、確定日時及び会場の通知時に確定する。また、プレゼンテーションでは、上記6（4）の提出書類の投映を可能とし、モニター及びモニターに接続する HDMI ケーブルは発注者で用意するが、それ以外に必要な機材（パソコンや HDMI 変換ケーブル等）は応募提案者で用意し、持参すること。なお、持参機材の使用にあたり通信環境が必要な場合は、応募提案者が用意すること。また、一部企画提案書の紙面上で表現できない映像等を使用したい場合は、提出する企画提案書にあらかじめ URL を掲載しておくこと。

ウ 選定委員は、選定基準に沿って企画提案書及びプレゼンテーションの審査を行い、評価点の合計点数が高い事業者を上位とする。

エ 審査の結果、評価点の合計が最も高い事業者が複数いる場合は、「（1）選定基準」に記載している評価項目「企画方針及び効果」の合計得点が高い方を最優秀提案者とする。

オ 評価点の合計が基準点（平均 78 点）に満たなかった場合、若しくは1項目でも0点がある場合は、評価点が高い業者であっても、その事業者の提案は採用しないことがある。

カ 審査は非公開とし、審査内容に関する問合せについては、一切回答しない。

（3）失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること

イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと

ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案内容を意図的に開示すること

エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

（4）選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに全ての参加者に書面により通知し、また、本市ホームページに掲載する。

8 その他

(1) 提案に要する費用、条件等

- ア 申出書類、企画提案書の作成や提出等、当公募型プロポーザルにかかる費用は、応募する者の負担とする。
- イ 採用された企画提案書は、「大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- ウ すべての提出物は返却しない。
- エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に参加者に無断で使用しない。
（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く。）
- オ 参加申出書、企画提案書等について、提出期限後の提出、差し替え等は認めない。
（ただし、本市が補正等を求める場合を除く。）
- カ 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。
- キ 本委託業務の履行にあたっては、契約内容を遵守し、提案内容については本市と調整した上で、誠実に履行すること。
- ク 企画案の一部変更及び不採用を決定することがある。

(2) 提出先、問い合わせ先

〒530-8201 大阪市北区中之島 1－3－20 大阪市役所 5 階

副首都推進局副首都企画担当 （担当：池田、明瀬、奥野）

電話：06 - 6208 - 8862 F A X：06－6202－9355

E-MAIL：ae0003@city.osaka.lg.jp